

足監査公表第 6 号  
平成 26 年 11 月 17 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 西 田 智 男

記

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査実施日 平成 26 年 11 月 5 日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
足利市観光協会	平成 25 年度 足利市観光協会観光振興事業補助金 13,566,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められた。
	平成 25 年度 観光来訪者まちなか回遊事業補助金 1,690,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・交付申請書の添付書類には、概括的な項目しか記載されてなく、事業の具体的内容やそれに要する予算額が明らかでなかった。
	平成 25 年度 着地型観光バスツアー事業補助金 586,682 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・交付申請書の添付書類には、概括的な項目しか記載されてなく、事業の具体的内容やそれに要する予算額が明らかでなかった。 ・補助事業の内容変更について、事業終了後に変更手続きを行っていた。 ・補助金に関する収支決算書の計上額に誤りがあった。

## 5 意見・要望

足利市観光協会への補助金の交付に当たっては、十分な確認審査を行うチェック体制を確立し、事業計画書や収支決算書等の審査を適切に行う等、交付手続きの適正化を図るとともに、事務手続きを遵守するよう指導を図られたい。